

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行	備	考
1-1	船舶安全法施行規則 (資料の供与等)	1-1 船舶安全法施行規則 (資料の供与等)	1-1 船舶安全法施行規則 (資料の供与等)			
51.1.3(a)	(略)	(略)	51.1.3(a) (略)			
51.1.3(b)	(略)	(略)	51.1.3(b) (略)			
51.1.3(c)	(略)	(略)	51.1.4(a) (略)			
		表51.1.3<1> 作成例	表51.1.4<1> 作成例			
51.2(a)	(略)	船舶安全法施行規則第51条第1項の表第3号に規定する非常の際の海上保安機関との連絡を適確に行うために必要な資料	船舶安全法施行規則第51条第1項の表第4号に規定する非常の際の海上保安機関との連絡を適確に行うために必要な資料			誤記訂正
~(d)						
(e)	第1項第3号の資料の承認にあつては、船舶所有者と当該船舶の発航地を所管する管区海上保安本部警備救難部救難課との間で当該資料の作成及び連絡訓練の実施に係る協議が行われていることを確認すること。	第1項第3号の資料の承認にあつては、船舶所有者と当該船舶の発航地を所管する管区海上保安本部警備救難部救難課との間で当該資料の作成及び連絡訓練の実施に係る協議が行われていることを確認すること。	第1項第4号の資料の承認にあつては、船舶所有者と当該船舶の発航地を所管する管区海上保安本部警備救難部救難課との間で当該資料の作成及び連絡訓練の実施に係る協議が行われていることを確認すること。			誤記訂正
(f)	第1項第3号の資料について「当該資料の内容を変更しようとするとき」とは、連絡先一覧の電話、FAX、TELEXその他の連絡用の番号以外の内容を変更しようとするときとする。	第1項第3号の資料について「当該資料の内容を変更しようとするとき」とは、連絡先一覧の電話、FAX、TELEXその他の連絡用の番号以外の内容を変更しようとするときとする。	第1項第4号の資料について「当該資料の内容を変更しようとするとき」とは、連絡先一覧の電話、FAX、TELEXその他の連絡用の番号以外の内容を変更しようとするときとする。			誤記訂正
51.5(a)	(略)	(略)	51.5(a) (略)			
(b)	損傷時復原性計算書の内容については、次に掲げる事項に注意すること。 (1)~(3) (略)	損傷時復原性計算書の内容については、次に掲げる事項に注意すること。 (1)~(3) (略)	損傷時復原性計算書の内容については、次に掲げる事項に注意すること。 (1)~(3) (略)			
(4)	「当該船舶が損傷時の残存要件に適合する貨物の積載状態であることが確認できる資料を添付すること。(タンカー、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船に限る。)	「当該船舶が損傷時の残存要件に適合する貨物の積載状態であることが確認できる資料を添付すること。(タンカー、液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船に限る。)	「当該船舶が損傷時の残存要件に適合する貨物の積載状態であることが確認できる資料を添付すること。(液化ガスばら積船及び液体化学薬品ばら積船に限る。)			MARPOL 担保

<p>(c) <u>設備規程第165条の規定により復原性計算機を備える場合は、51.1.1(c)(15)の復原性資料説明書に次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>(1) <u>設備規程第165条の規定により復原性計算機を備えていること。</u></p> <p>(2) <u>実際に運航する積付状態が、損傷時の残存要件に適合する積付状態であることを復原性計算機又は損傷時復原性計算書により確認すること。</u></p> <p>(d)～(g) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(c)～(f) (略)</p>
<p><u>心得附則(平成27年12月28日)</u></p> <p>(適用期日)</p> <p><u>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) <u>平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたタンカーについては、改正後の51.5(b)(4)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	

○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3 船舶防火構造規則 (定義)</p> <p>2.0.21(b) 「これらに類似した場所」とは、例えば、揚錨機室、操舵機室、油圧ポンプ室、リフトモーター及びイナート・ガス発生装置用の空気機圧縮機、イナート・ガス・ファン、その他イナート・ガス関連設備を設置した区画をいう。</p> <p>(通風装置)</p> <p>16.1.3(a) 「管海官庁が適当と認める措置を講じたダクト」とは、(1)又は(2)の要件に適合するダクトをいう。ただし、調理室の排気用のダクトについては、(2)の要件に適合するダクトに限る。</p> <p>(1)次に掲げる事項を満足していること。</p> <p>(i) 鋼で造られたものであり、鋼の厚さは、ダクトの断面積が <math>0.075\text{m}^2</math> 以下の場合には <math>3\text{mm}</math> 以上、ダクトの断面積が <math>0.075\text{m}^2</math> を超え <math>0.45\text{m}^2</math> 以下の場合には <math>4\text{mm}</math> 以上、ダクトの断面積が <math>0.45\text{m}^2</math> を超える場合には <math>5\text{mm}</math> 以上であること。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 貫通する仕切りの近くに自動閉鎖型防火ダンパーが取り付けられていること。</p> <p>(iv) 特定機関区域、調理室又は車両甲板区域の境界から、防火ダンパーを超えて少なくとも <math>5\text{m}</math> の位置まで A60 級の A 級仕切りと同等の防熱が施されていること(不燃性材料に適合するロックウールを <math>100\text{mm}</math> 以上の厚さで施工することを標準とする。16.1.4(a)において同じ。)</p> <p>(2)次に掲げる事項を満足していること。</p> <p>(i) (略)</p>	<p>2-3 船舶防火構造規則 (定義)</p> <p>2.0.21(b) 「これらに類似した場所」とは、例えば、揚錨機室、操舵機室、油圧ポンプ室、リフトモーター及びイナート・ガス・ファンをいう。</p> <p>(通風装置)</p> <p>16.1.3(a) 「管海官庁が適当と認める措置を講じたダクト」とは、(1)又は(2)の要件に適合するダクトをいう。</p> <p>(1)次に掲げる事項を満足していること。</p> <p>(i) 鋼で造られたものであり、鋼の厚さは、ダクトの幅又は直径が <math>300\text{mm}</math> 以下の場合には少なくとも <math>3\text{mm}</math>、ダクトの幅又は直径が <math>760\text{mm}</math> 以上の場合には少なくとも <math>5\text{mm}</math>、また、ダクトの幅又は直径が <math>300\text{mm}</math> を超え <math>760\text{mm}</math> 未満である場合には補間法で求める値以上であること。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 貫通する仕切りの近くに自動防火ダンパーが取り付けられていること。</p> <p>(iv) 特定機関区域、調理室又は車両甲板区域から、防火ダンパーを超えて少なくとも <math>5\text{m}</math> の位置まで A60 級の A 級仕切りと同等の防熱が施されていること(不燃性材料に適合するロックウールを <math>100\text{mm}</math> 以上の厚さで施工することを標準とする。16.1.5(e)において同じ。)</p> <p>(2)次に掲げる事項を満足していること。</p> <p>(i) (略)</p>	<p>コード 15.2.4.1.3</p> <p>SOLAS 条約担保 9.7.2.4 9.7.5.1.1</p> <p>SOLAS 条約担保 9.7.2.4.1.1 9.7.2.4.1.4</p> <p>SOLAS 条約担保 9.7.2.4.2.1</p>

(ii) 住区域、業務区域又は制御場所内の全域において、A60級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること。  
 (防火構造告示別表第1備考(9)又は(10)の区域に該当する区域を除く。)

(b) (a)(1)(iv)及び(a)(2)(ii)の防熱は、ダクトの外面全体に施工するものとする。なお、当該区画の外部であっても当該区画と隣接し、かつ、一つ以上の面を共有するダクトは、当該区画を通過するものとみなしてダクトを超えて450mmの距離まで共有面上に防熱(図16.1.3<1>)を施すこと。

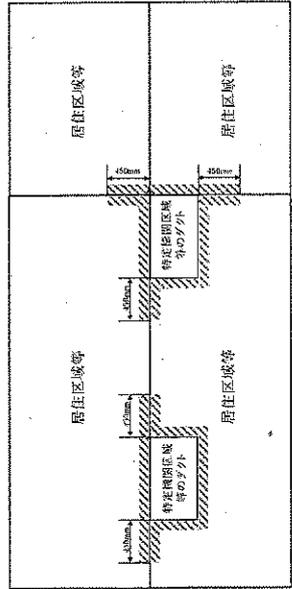
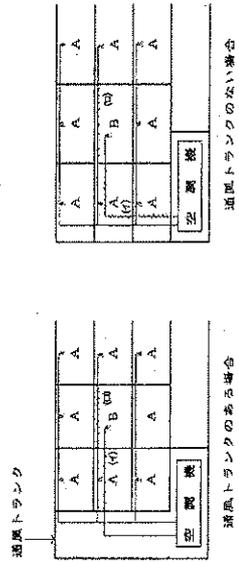


図16.1.3<1> 共有面の防熱例

(c) 可能な限り、特定機関区域、調理室又は車両甲板区域用のダクトと居住区域、業務区域又は制御場所用のダクトとは、それぞれ図16.1.3<2>に示すよう独立に設置されていること。



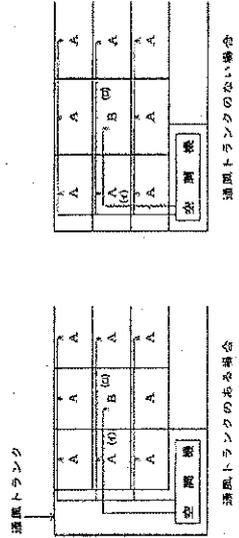
(ii) 居住区域、業務区域又は制御場所内の全域において、A60級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること。

(新設)

SOLAS 条約担保  
9.7.2.5

誤記訂正

(b) できる限り、特定機関区域、調理室又は車両甲板区域用のダクトと居住区域、業務区域又は制御場所用のダクトとは、それぞれ図16.1.4<1>に示すよう独立に設置されていること。



<p>備考</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (イ)は、<u>16.1.3(a)</u>によること。 (ロ)は、<u>16.1.4(a)</u>によること。</p> <p>図 <u>16.1.3&lt;2&gt;</u> (略)</p>	<p>16.1.4(a) 「管海官庁が適当と認める措置を講じたダクト」とは、 (1)又は(2)の要件に適合するダクトをいう。 (1) 次に掲げる事項を満足していること。 (i) (略) (ii) (略) (iii) 居住区域、業務区域又は制御場所の境界から、防火ダンパーを超えて少なくとも5mの位置までA60級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること。 (2) 次に掲げる事項を満足していること。 (i) (略) (ii) 特定機関区域、調理室又は車両甲板区域内の全域において、A60級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること(防火構造告示別表第1備考(9)又は(10)の区域に該当する区域を除く。) (b) <u>16.1.3(a)</u>は、<u>(a)(1)(iii)</u>及び<u>(a)(2)(ii)</u>の防熱について準用する。 (c) <u>16.1.3(c)</u>は、本号について準用する。</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>9.7.2.4.1.1 ～9.7.2.4.1.4</p>
<p>備考</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (イ)は、<u>16.1.4(a)</u>によること。 (ロ)は、<u>16.1.5(a)</u>によること。</p> <p>図 <u>16.1.4&lt;1&gt;</u> (略)</p>	<p>16.1.4(a) 「管海官庁が適当と認める措置を講じたダクト」とは、 (1)又は(2)の要件に適合するダクトをいう。 (1) 次に掲げる事項を満足していること。 (i) (略) (ii) (略) (iii) 特定機関区域、調理室又は車両甲板区域の仕切りの耐火性がダクトの貫通場所において維持されていること。 (2) 次に掲げる事項を満足していること。 (i) (略) (ii) 特定機関区域、調理室又は車両甲板区域内の全域において、A60級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること。 (b) <u>16.1.3(b)</u>は、本号について準用する。 (新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>9.7.2.4.2.1 ～9.7.2.4.2.2</p>
<p>備考</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>9.7.1.5</p>
<p>備考</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>9.7.1.7</p>

16.2(a) 「通風のダクト」には、単壁構造のダクトの他、二重壁構造のダクト等を含む。

16.3(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、第27条の8及び防火構造告示第10条第3項第6号の規定(同条の規定に基づき告示及び同心得の規定を含む。)によることをいう。なお、調理室の通風装置については、他の区画に使用する通風装置から分離されたダクトにより通風することでもよい。この場合、調理室以外の場所を通過する当該ダクトのすべての枝分かれ部分に遠隔操作の可能な自動閉鎖型防火ダンパーを設けられていること。

27-8.0(a) (略)

表 27-8.0<1> 心得の準用

本条	使用心得	誤謬え	
		採用される条	本条
第1項第1号	16.1.3	調理室又は車庫甲板区域 ロールオン・ロールオフ貨物区域	調理室又は車庫甲板区域又は ロールオン・ロールオフ貨物区域
第1項第2号	16.1.4	同上	同上

27-8.1.3(a) 16.1.5(a)は、本号について準用する。

27-8.1.4(a) 16.1.6(a)は、本号について準用する。

(b) 「管海官庁が開口の構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、居住区域、業務区域及び制御場所に必要な通風量を考慮してやむを得ない場合であって、当該場所と通路との間に表 27-8.1.4<1>に掲げる要件に適合する平衡ダクトを使用する場合をいう。

(新設)

16.3(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、第27条の8の規定によることをいう。なお、調理室の通風装置については、他の区画に使用する通風装置から分離されたダクトにより通風することでもよい。この場合、調理室以外の場所を通過する当該ダクトのすべての枝分かれ部分に遠隔操作の可能な自動閉鎖型防火ダンパーを設けられていること。

27-8.0(a) (略)

表 27-8.0<1> 心得の準用

本条	使用心得	誤謬え	
		採用される条	本条
第1項第1号	16.1.4	調理室又は車庫甲板区域 ロールオン・ロールオフ貨物区域	調理室又は車庫甲板区域又は ロールオン・ロールオフ貨物区域
第1項第2号	16.1.5	同上	同上
第2項第1号	告示令第10.2.2	＝	＝
第2項第2号	告示令第10.2.3	＝	＝
第2項第5号	告示令第10.2.7	＝	＝
第2項第5号	16.2.8(a)	＝	＝

(新設)

(新設)

27-8.1(a) 居住区域、業務区域及び制御場所の通風の排気は、第27条の7第3項により認められている通風用の開口による以外は、原則として排気用ダクトによって行われていること。  
ただし、当該場所に必要な通風量を考慮してやむを得ない場合には、当該場所と通路との間に表 27-8.1<1>に掲げる要件に適合する平衡ダクトを使用することを認めてよい。

SOLAS 条約担保  
9.7.1.1

SOLAS 条約担保  
9.7.2.6

誤記訂正

SOLAS 条約担保  
9.7.1.5

SOLAS 条約担保  
9.7.1.7

表27-8.1.4<1> 平衡ダクトの要件

通風される場所	区分
制御場所	C
居住区域	A
階板1層の甲板のみを貫通する場合	B
階板2層以上の甲板を貫通する場合	C
火災の危険の少ない業務区域	A
火災の危険の多い業務区域	D

27-8.2(a) 16.2(a)は、本項について準用する。

附属書[2-2]

貫通部の詳細

1. ダクトの貫通部
  - (1) (略)
  - (i) A0級のA級仕切りの場合
  - (4) ダクトの断面積が750cm<sup>2</sup>以下の場合

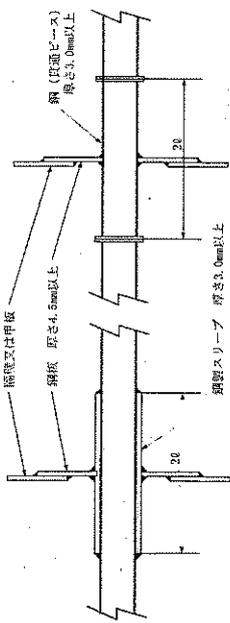


図1

備考

1. (略)
2. (略)
3. ダクトの断面積 A (cm<sup>2</sup>) が 200cm<sup>2</sup> 未満の場合、20を200mm以上としてもよい。この場合において、貫通する仕切りが甲板の場合には、貫通する甲板の下面側に20以上を設置すること。

表27-8.1<1> 平衡ダクトの要件

通風される場所	区分
制御場所	C
居住区域	A
階板1層の甲板のみを貫通する場合	B
階板2層以上の甲板を貫通する場合	C
火災の危険の少ない業務区域	A
火災の危険の多い業務区域	D

(新設)

附属書[2-2]

貫通部の詳細

1. ダクトの貫通部
  - (1) (略)
  - (i) A0級のA級仕切りの場合
  - (4) ダクトの断面積が750cm<sup>2</sup>以下の場合



図1

図2

備考

1. (略)
2. (略)
3. ダクトの断面積 A (cm<sup>2</sup>) が 200cm<sup>2</sup> 未満の場合、次の算式によってもよいが300mm未満としてはならない。  
2l=4.5A (mm)

SOLAS 条約担保

9.7.1.1

SOLAS 条約担保

9.7.3.1.1

9.7.3.1.2

(ロ) ダクトの断面積が  $750\text{cm}^2$  を超える場合

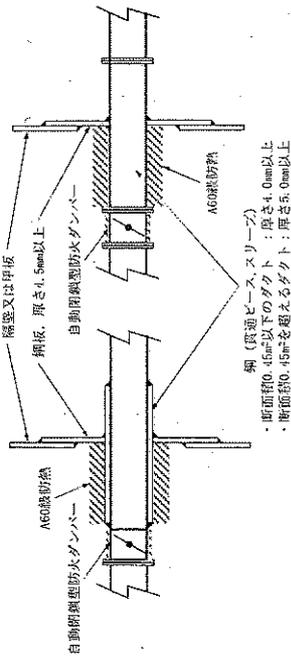


図 3

備考

1. 自動閉鎖型防火ダンパーと貫通する仕切りの間のダクトの部分には、A60級の防熱を施すこと。

2. 自動閉鎖型防火ダンパーは、次の要件を満足していること。

1) 防火構造告示心得10.3.3(f)の規定に適合する自動閉鎖機構を有すること。

2) 仕切りの両側から手動操作により閉鎖できること。

3) (略)

(ii) A0級以外のA級仕切りの場合  
(削る)

(イ) ダクトの断面積が  $750\text{cm}^2$  以下の場合

(ロ) ダクトの断面積が  $750\text{cm}^2$  を超える場合

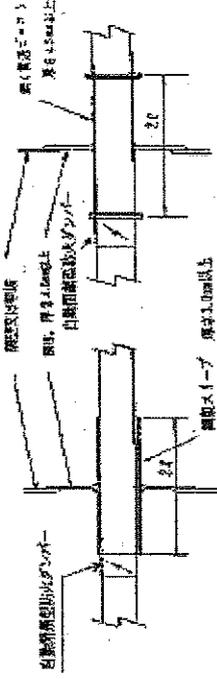


図 3

図 4

備考

1. 20は、鋼製スリーブ又は貫通ピースの長さで、前(イ)による。

2. 自動閉鎖型防火ダンパーは、次の要件を満足していること。

1) 建設省告示第1097号に合格したFuse式ダンパーであること。

2) 仕切りの両側から手動操作により閉鎖できること。ただし、人が近づけない側からの手動操作による閉鎖は要しない。

3) (略)

(ii) A0級以外のA級仕切りの場合

(i) (イ)及び(ロ)において、2の範囲に隔壁又は甲板と同じ厚さの防熱を下図に例示するように施すこと。

(イ) ダクトの断面積が  $750\text{cm}^2$  以下の場合

SOLAS 条約担保

9.7.3.1.1

9.7.3.1.2

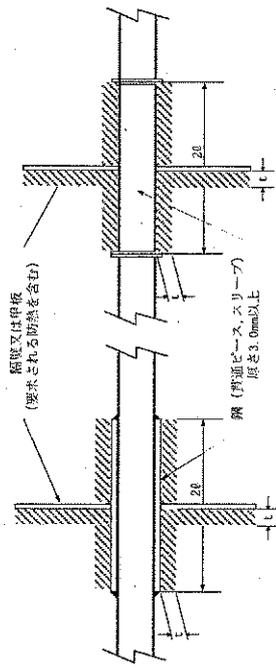


図5

備考

1. 20は、鋼製スリーブ又は貫通ピースの面積中心で測るガース長さで、900mm以上とすること。
2. 仕切りが隔壁の場合には、原則として隔壁の両側でそれぞれ $\geq 20$ 以上とすること。
3. 20の範囲には、隔壁又は鋼板と同じ厚さ(t)の防熱を施すこと。
4. ダクトの断面積A(cm<sup>2</sup>)が200cm<sup>2</sup>未満のダクトにあっては、前(1)(イ)の構造例によって差し支えない。

(ロ) ダクトの断面積が750cm<sup>2</sup>を超える場合

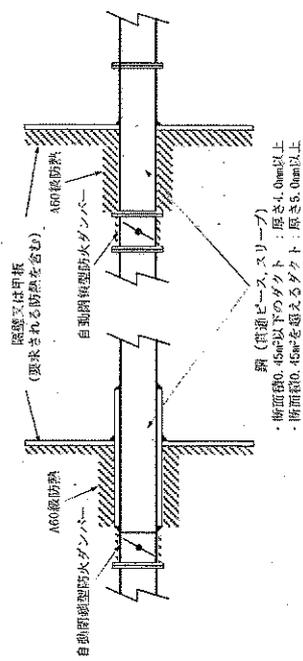


図7

備考

1. 自動閉鎖型防火ダンパーと貫通する仕切りの間のダク

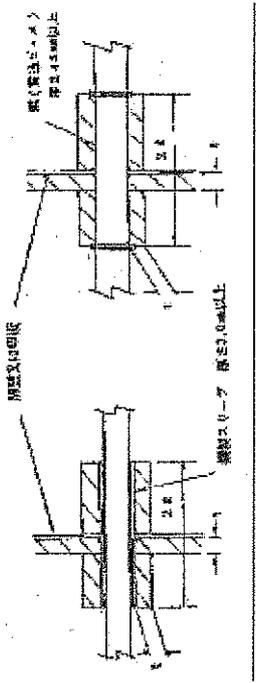


図5

図6

SOLAS 条約担保  
9.7.3.1.3

(ロ) ダクトの断面積が750cm<sup>2</sup>を超える場合

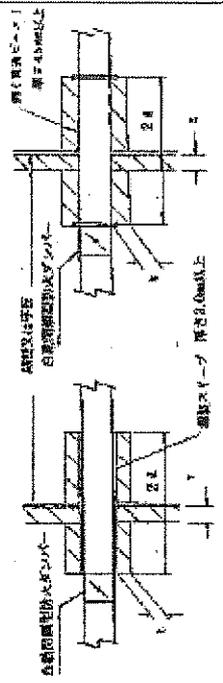


図7

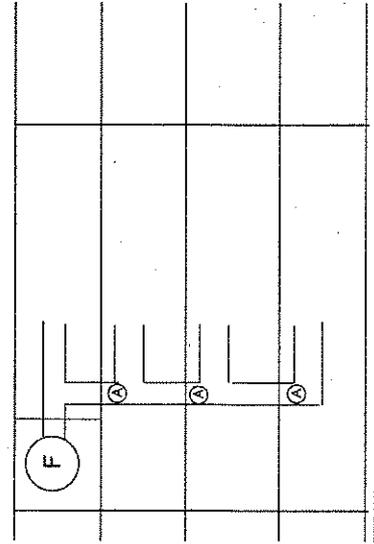
図8

<p>トの部分には、A60級の防熱を施すこと。</p> <p>2. <u>自動閉鎖型防火ダンパーは、次の要件を満足していること。</u></p> <p>1) <u>防火構造告示心得10.3.3(f)の規定に適合する自動閉鎖機構を有すること。</u></p> <p>2) <u>仕切りの両側から手動操作により閉鎖できること。</u></p> <p>3) <u>仕切りの何側にダンパーの開閉状態を示す表示器がついていること。</u></p> <p>(iii) (略)</p>	
<p><u>心得附則(平成27年12月28日)</u> <u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>(a) <u>平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

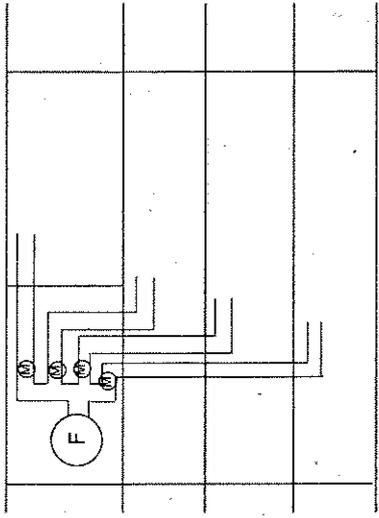
改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (通風装置)</p> <p>10.2.1(a) 「自動閉鎖型防煙ダンパー」は、次に掲げる要件に適合するものをいう。</p> <p>(1) 鋼又は鋼と同等の材料であること。</p> <p>(2) 閉鎖装置の可動部は、腐食しにくい材料を用いたものであること。</p> <p>(3) ダンパーの本体側で手動により円滑に開閉できるものであること。</p> <p>(4) ダンパーから離れた場所において手動により円滑に閉鎖できるものであること。</p> <p>(5) 煙感知器の火災信号に連動する自動閉鎖装置により円滑に閉鎖できるものであること。</p> <p>(6) ダンパーを閉鎖した際の漏気量が、標準状態（温度20度、圧力19.6Pa）において、単位開口面積（1m<sup>2</sup>）当たり毎分5m<sup>3</sup>以下であること。</p> <p>(b) 自動閉鎖型防煙ダンパーの設置位置は、図10.2.1を参照すること。</p>	<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (通風装置) (新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.4.4</p>



F: 通風機 A: 自動閉鎖型ダンパー

図10.2.1 自動閉鎖型防煙ダンパーの設置位置

- 10.2.2(a) 「手動により閉鎖することができる防煙ダンパー」は、  
10.2.1(a)(1)から(3)及び(6)の要件に適合するものをいう。  
(b) 手動により閉鎖することができる防煙ダンパーの設置位置は、図10.2.2を参照すること。



F: 通風機

M: 手動により閉鎖することができる防煙ダンパー

図10.2.2 手動により閉鎖することができる防煙ダンパーの設置位置

- 10.3.0(a) ダクトの断面積は、ダクトの内寸を基に算出した面積のこと  
とをいう。
- 10.3.1&2(a) 「管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認め  
る場合」とは、次に掲げる要件に適合するダクト又はダクト  
の構成材である場合をいう。  
(1) 空調機室内における送風機とダクトの連結部に長さ600  
mmを超えない範囲で可燃性材料を用いたもの  
(2) 以下の要件に適合する通風ダクトのフランジ継手の可

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

SOLAS 条約担保  
9.7.4.4

SOLAS 条約担保  
9.7.1.1 (注書)

SOLAS 条約担保  
9.7.1.1  
SOLAS 条約担保

燃性ガスケット

- (i) A級の構造が要求されるダクトに使用されないもの
- (ii) 貫通するA級仕切り又はB級仕切りからダクトに沿って0.6m以内の位置に使用されないもの

10.3.2(a) 「管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、断面積が $0.02\text{m}^2$ 以下、長さが2m以下のダクトであって、次に掲げる要件に適合するダクトである場合をいう。  
(1)～(5) (略)

10.3.3(a) 「当該仕切りの近くの部分」とは、仕切りの中心から両側への距離の合計が900mmとなる部分をいう。ただし、 $0.075\text{m}^2$ を超えるダクトについては、防火ダンパーと貫通する仕切りの間の部分(防火構造規則心得附属書[2-2]「貫通部の詳細」図3.4.7及び8参照)をいう。以下同じ。

(b) 本号イの「適当な厚さ」とは、ダクトの断面積が $0.075\text{m}^2$ 以下の場合には3mm以上、ダクトの断面積が $0.075\text{m}^2$ を超え $0.45\text{m}^2$ 以下の場合には4mm以上、ダクトの断面積が $0.45\text{m}^2$ を超える場合には5mm以上であること。

(c) 本号イ中「管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合」とは、A級仕切りの貫通部に鋼製のスリーブをはめ込む場合であって、防火構造規則心得附属書[2-2]「貫通部の詳細」に掲げる構造例に従い施工される場合をいう。

(d) 本号ロの「管海官庁が適当と認める耐火性」とは、貫通する仕切りの耐火性にかかわらず、A60級の仕切りと同等の耐火性とすることをいう。

9.7.1.6

10.2.2(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件にSOLAS 条約担保適合するものをいう。

9.7.1.1

(1)～(5) (略)

10.2.3(a) 「当該仕切りの近くの部分」とは、仕切りの中心から両側SOLAS 条約担保への距離の合計が900mmとなる部分をいう。以下同じ。

9.7.3.1.2

(新設)

SOLAS 条約担保

9.7.3.1.3

(b) 本号イ中「管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合」とは、ダクトのA級仕切りの近くの部分に次に掲げる要件に適合する鋼製のスリーブをはめ込む場合をいう。

SOLAS 条約担保

9.7.3.1.2

(1) 3mm以上の厚さを有すること。

(2) 900mm以上の長さを有すること。この場合において、当該スリーブが隔壁の両側において長さ450mm以上となるよう配置されていることを原則とする。

(新設)

SOLAS 条約担保

9.7.3.1.3

<p>(e) (略)</p>	<p>(f) 「自動閉鎖型防火ダンパー」の自動閉鎖機構については、防火区画を貫通する風洞に設ける防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2565号)第3号ロ(2)の規定に適合するもの(同規定に基づき「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2563号)第2号ハに定める「温度ヒューズと連動して閉鎖する構造」であるもの)又はこれと同等以上の性能を有する構造のもの(動力により閉鎖する構造のもの)又はこれと同等以上の性能を有する構造のもの(温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造)であるもの)又はこれと同等以上の性能を有する構造のもの(動力により閉鎖する構造のもの)又はこれと同等以上の性能を有する構造のもの(温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造)であるもの)であること。防火構造規則の他の規定及び心得中において同じ。</p>	<p>(c) (略)</p>	<p>(d) 「自動閉鎖型防火ダンパー」の自動閉鎖機構については、防火区画を貫通する風洞に設ける防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2565号)第3号ロ(2)の規定に適合するもの(同規定に基づき「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2563号)第2号ハに定める「温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造」であるもの)又はこれと同等以上の性能を有する構造のもの(動力により閉鎖する構造のもの)又はこれと同等以上の性能を有する構造のもの(温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造)であるもの)であること。防火構造規則の他の規定及び心得中において同じ。</p>	<p>(e)・(f) (略) (新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.3.1.3</p>
<p>(g) (a)から(g)までを考慮した本号の要件の適用については、附属書[2-2]「貫通部の詳細」を参照すること。</p>	<p>(g) (a)から(e)までを考慮した本号の要件の適用については、附属書[2-2]「貫通部の詳細」を参照すること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(g) (a)から(e)までを考慮した本号の要件の適用については、附属書[2-2]「貫通部の詳細」を参照すること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.3.2</p>
<p>10.3.4(a) 「当該仕切りの近くの部分」とは、仕切りの中心から両側への距離の合計が900mmとなる部分をいう。以下同じ。</p>	<p>10.3.4(a) 「当該仕切りの近くの部分」とは、仕切りの中心から両側への距離の合計が900mmとなる部分をいう。以下同じ。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.3.2</p>
<p>(b) 「管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合」とは、ダクトのB級仕切りの近くの部分に長さ900mm以上の鋼製のスリーブをはめ込む場合をいう。この場合にあって、当該スリーブが隔壁の両側において長さ450mm以上となるよう配置されていることを原則とする。</p>	<p>(b) 「管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合」とは、ダクトのB級仕切りの近くの部分に長さ900mm以上の鋼製のスリーブをはめ込む場合をいう。この場合にあって、当該スリーブが隔壁の両側において長さ450mm以上となるよう配置されていることを原則とする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>10.2.6(a) 「管海官庁が適当と認める措置」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) (略) (2) (1)の手動閉鎖装置は、容易に接近できる場所から操作</p>	<p>10.2.6(a) 「管海官庁が適当と認める措置」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) (略) (2) (1)の手動閉鎖装置は、容易に接近できる場所から操作</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.2.6</p>

<p>することができようように配置され、当該位置に明瞭かつ顕著な表示（光を反射する赤色の表示等）がされていること。</p>	
<p>(3) (略)</p>	
<p>(4) 主垂直区域隔壁等と(1)のダンパーとの間の部分は、防火構造規則心得16.1.3(a)(1)(i)及び(i)の規定に適合する鋼製のものであり、当該主垂直区域隔壁等の耐火性を損なうことのないよう防熱を施すこと。</p>	
<p>10.3.7(a) 原則として、調理室からの排気用のダクトは、他の通風用のダクトから独立したものであること。なお、これが困難な場合にあつては、調理室以外の場所を通風する当該ダクトのすべての枝分かれ部分に遠隔操作の可能な防火ダンパーを設け、第7号の防火ダンパーとともに同時閉鎖できるような措置が講じられていること。</p>	
<p>(b) 防火構造告示第21条第2項において準用する同告示第10条第3項第7号の「可燃性物質のある場所」とは、業務区域及び機関区域(別表第1備考1(10)「火災の危険の少ない補機室等」に該当する場所を除く。)をいう。</p>	
<p>(c) 「調理室の入口付近から閉鎖すること」とは、調理室の出入口付近の外部から閉鎖することをいう。</p>	
<p>(d) 「適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたもの」とは、防火構造規則心得16.1.3(a)(1)(i)及び(i)の要件を満足しているものをいう。</p>	
<p>(e) 本号二の「管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、ダクトの下端に設ける防火ダンパーであつて、当該ダンパーが鋼製で、かつ、ダクト内の空気の流れを抑止することができる場合をいう。この場合には、耐火性を有する防火ダンパー（FTPコードに従つて試験されたもの）でなくとも差し支えない。</p>	
<p>(f) 本号ホの検査及び清掃のためのハッチには、排気用送風機</p>	

<p>することができようように配置され、当該位置に光を反射する赤色の表示がされていること。</p>	
<p>(3) (略)</p>	
<p>(4) 主垂直区域隔壁等と(1)のダンパーとの間の部分は、鋼SOLAS条約担保又は鋼と同等の材料のものであり、当該主垂直区域隔壁等9.7.2.6の耐火性を損なうことのないよう防熱を施すこと。</p>	
<p>10.2.7(a) 原則として、調理室からの排気用のダクトは、他の通風用SOLAS条約担保のダクトから独立したものであること。なお、これが困難な場合にあつては、調理室以外の場所を通風する当該ダクトのすべての枝分かれ部分に遠隔操作の可能な自動閉鎖型防火ダンパーを設け、第8号の防火ダンパーとともに同時閉鎖できるような措置が講じられていること。</p>	
<p>(b) 「可燃性物質のある場所」とは、業務区域及び機関区域(別表第1備考1(10)「火災の危険の少ない補機室等」に該当する場所を除く。)をいう。</p>	<p>SOLAS条約担保 9.7.5.1.1.4</p>
<p>(新設)</p>	<p>SOLAS条約担保 9.7.5.1.1</p>
<p>(c) 板厚4.5mm以上の鋼板は、「A級仕切りと同等の耐火性を有するもの」として認めてよい。</p>	<p>SOLAS条約担保 9.7.1.2.1</p>
<p>(新設)</p>	<p>SOLAS条約担保</p>
<p>(新設)</p>	<p>SOLAS条約担保</p>

<p>の近くに設けるもの及びグリースが溜まるダクトの下端に取り付けられるものを含む。</p> <p>(g) (略)</p>	
<p>10.3.12(a) 「管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、同項第7号及び第8号の規定により設ける遠隔操作可能な防火ダンパーの場合をいう。この場合には、本号イの要件は適用しなくても差し支えない。</p>	
<p>(b) 本号イのダンパーの閉鎖手段が、電気、流体又は空気を利用するものにあつては、火災時に当該動力（電力、油圧、空気圧等）が喪失した場合にも、当該ダンパーを閉鎖することができような措置（フェイル・セーフ機能）を講じること。</p>	
<p>26.1 (a) 「管海官庁が適当と認めるものを備え付ける場合」とは、調理室の通風装置について、他の区画に使用する通風装置から分離されたダクトにより通風する場合をいう。ただし、調理室を通風する当該ダクトの通風装置の近くに遠隔操作の可能な自動閉鎖型防火ダンパーが設けられていること。</p>	
<p>26.2.0(a) 10.3.0(a)は、本項について準用する。</p>	
<p>26.2.1(a) 10.3.1&amp;2(a)及び10.3.2(a)は本号について準用する。</p>	
<p>26.2.2(a) (略)</p> <p>(b) 10.3.3(a)～(j)は、本号について準用する。</p>	
<p>26.2.3(a) 10.3.4(a)及び(b)は、本号について準用する。</p>	
<p>26.2.4(a) 「可燃性物質のある場所」とは、業務区域及び機関区域(別</p>	

<p>9.7.5.1.1.5</p>	<p>(d) (略)</p>
<p>SOLAS 条約担保 9.7.5.1.1.5</p>	<p>(新設)</p>
<p>SOLAS 条約担保 9.7.3.3</p>	<p>(新設)</p>
<p>26.1 (a) 「管海官庁が適当と認めるものを備え付ける場合」とは、調理室の通風装置について、他の区画に使用する通風装置から分離されたダクトにより通風する場合をいう。ただし、調理室以外の場所を通風する当該ダクトのすべての枝分かれ部分に遠隔操作の可能な自動防火ダンパーを設けられていること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>SOLAS 条約担保 9.7.1.1(注書)</p>	<p>(新設)</p>
<p>26.2.1(a) 本号の適用にあつては、空調機室内における送風機とダクトの連結部に長さ600mmを超えない範囲で可燃性材料を用いることを認めて差し支えない。</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.1.1 9.7.1.6</p>
<p>26.2.2(a) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 9.7.3.2</p>
<p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保</p>

<p>表第1備考1(10)「火災の危険の少ない補機室等」に該当する場所を除く。)をいう。</p> <p>(b) 「適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたもの」とは、防火構造規則心得16.1.3(a)(1)(i)及び(ii)の要件を満足しているものをいう。</p> <p>(c) 本号ロの規定に基づき第10条第3項第7号ニの防火ダンパーの操作場所は、入口付近に限定しなくとも差し支えない。</p> <p>(d) 10.3.7(d)は、本号ロの規定に基づき第10条第3項第7号ニの要件を適用する場合に準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>9.7.5.2</p> <p>SOLAS 条約担保</p> <p>9.7.1.2.1</p>
<p>26.2.6(a) 「管海官庁がその構造等を考慮して差し支えないと認められる場合」とは、同項第4号の規定により設ける遠隔操作可能な防火ダンパーの場合をいう。この場合には、第10条第3項第12号イの要件は適用しなくとも差し支えない。</p> <p>(b) 10.3.12(b)は、本号について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)</p> <p>(新設)</p>	<p>MSC.1/Circ.11</p> <p>20</p>
<p>28.0.7(a) 「ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置」は、次に掲げる措置をいう。</p> <p>(1) 羽根車及びケーシングの材料が、非着火性の材料であると認められる組み合わせの材料であること。</p> <p>(2) 羽根車及びケーシング間の空隙が軸径の10% (最小2mm) であること。なお、この空隙は、羽根車及びケーシングに鉄系材料 (オーステナイト系ステンレス鋼を含む) を用いる場合を除き、13mmを超えないこと。</p> <p>(3) 通風機は船体に有効に接地すること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>MSC.1/Circ.11</p> <p>20</p>
<p>28.0.8(a) 「火災の侵入を防ぐ適当な防火金網」とは、13mm×13mmメッシュを超えない防火金網をいう。</p>	<p>(新設)</p>	<p>MSC.1/Circ.11</p> <p>20</p>

心得附則（平成27年12月28日）

（適用期日）

本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。

（経過措置）

（a）平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行	備	考
3-1 船舶設備規程 (出入口及びはしご)	3-1 船舶設備規程 (出入口及びはしご)	3-1 船舶設備規程 (出入口及びはしご)	3-1 船舶設備規程 (出入口及びはしご)			
122-4.3(a) 「制御室」とは、船舶の主推進に使用される機関の制御又は監視を行うための区画をいう。	「 <u>制御室</u> 」とは、船舶の主推進に使用される機関の制御又は監視を行うための区画をいう。	「 <u>制御室</u> 」とは、船舶の主推進に使用される機関の制御又は監視を行うための区画をいう。	(新設)		MSC.1/Circ.15 11	
(b) 「 <u>主作業室</u> 」とは、少なくとも3面が隔壁又はグレーチングによって囲まれた場所であって、通常、溶接機器、金属加工用の機械又は作業台等が備えられている区画をいう。	「 <u>主作業室</u> 」とは、少なくとも3面が隔壁又はグレーチングによって囲まれた場所であって、通常、溶接機器、金属加工用の機械又は作業台等が備えられている区画をいう。	「 <u>主作業室</u> 」とは、少なくとも3面が隔壁又はグレーチングによって囲まれた場所であって、通常、溶接機器、金属加工用の機械又は作業台等が備えられている区画をいう。	(新設)		MSC.1/Circ.15 11	
157.1(a) (略)	第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 第2章 ばら積み固体貨物の積付設備	第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 第2章 ばら積み固体貨物の積付設備	157.1(a) (略)	第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 第2章 ばら積み固体貨物の積付設備		
(b) 「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての強度関係資料を施行規則第51条の表第4号の資料(ローディングマニュアル)に含んでいる場合とする。	「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての強度関係資料を施行規則第51条の表第4号の資料(ローディングマニュアル)に含んでいる場合とする。	「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての強度関係資料を施行規則第51条の表第4号の資料(ローディングマニュアル)に含んでいる場合とする。	157.1(b) 「管海官庁が当該船舶の航海の状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての強度関係資料を施行規則第51条の表第4号の資料(ローディングマニュアル)に含んでいる場合とする。			
157.2(a) (略)	第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 第2章 ばら積み液体貨物の積付設備	第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 第2章 ばら積み液体貨物の積付設備	157.2(a) (略)			
(b) 「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての復原性計算書を施行規則第51条の表第1号の資料(復原性資料)に含んでいる場合とする。	「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての復原性計算書を施行規則第51条の表第1号の資料(復原性資料)に含んでいる場合とする。	「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての復原性計算書を施行規則第51条の表第1号の資料(復原性資料)に含んでいる場合とする。	157.2(b) 「管海官庁が当該船舶の航海の状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付け貨物の種類及び積付け状態が予め定まっており、かつ、それら全てのケースについての復原性計算書を施行規則第51条の表第1号の資料(復原性資料)に含んでいる場合とする。			
						(新設)

(新設)

165.0.(a) 「非損傷時及び損傷時の復原性に関する事項を計算することのできる復原性計算機」とは、次の要件に適合するものをいう。

- (1) 157.2(a)(1)～(4)及び(6)の要件
- (2) 計算精度は、復原性計算機による計算結果と承認された復原性資料との誤差が原則0であること。ただし、船体形状データから直接復原性要件に関する諸計算を計算するプログラムを使用する場合には、復原性計算機による計算結果と承認された復原性資料との誤差は、次表によるものとして差し支えない。

表 復原性計算における許容誤差

船体形状データに関する数値	許容誤差
排水量(注1)	2%
船方向浮力中心位置(船尾垂線から計測した値)(注1)	15%又は50mmの大きい方の値
垂直方向浮力中心高さ(注1)	1%又は5cmの大きい方の値
船方向浮力中心位置(注1)	0.005B又は5cmの大きい方の値
船方向浮力中心位置(船尾垂線から計測した値)(注1)	1%又は50mmの大きい方の値
転センテリムモーメント(注1)	2%
転傾からの復メタセンタ高さ(注1)	1%又は5cmの大きい方の値
転傾からの復メタセンタ高さ(注1)	1%又は50mmの大きい方の値
復原力交叉曲線(注1)	5cm
区画データに関する数値	
区画容積又は積載質量(注1)	2%
縦方向重心位置(船尾垂線から計測した値)(注1)	15%又は50mmの大きい方の値
転傾からの垂直方向重心高さ(注1)	1%又は5cmの大きい方の値
船方向重心位置(船体中心線から計測した値)(注1)	0.005B又は5cmの大きい方の値
自由表面モーメント(注1)	2%
縦ノ傾傾斜モーメント(注1)	5%
区画内の水位(注1)	3%
トリム及び復原性に関する数値	
喫水(船首、船尾)(注1)(注2)	1%又は5cmの大きい方の値
GM(重心から復メタセンタまでの高さ)(注1)(注2)	1%又は5cmの大きい方の値
CZ(傾斜復原度)(注1)(注2)	5%又は5cmの大きい方の値
自由表面影響(注1)	2%
船体流入角(注1)	2 degrees
平衡状態の傾斜角(注2)	1 degree
水線から閉鎖液面を有さない開口又は限界線までの垂直距離(注2)	5%又は50mmの大きい方の値
復原性曲線と傾斜で囲まれた面積(注1)(注2)	5%又は0.0012m <sup>2</sup> radの大きい方の値

注1: 表中“(注1)”が付された数値は、非損傷時の状態に適用する許容誤差とする。  
 注2: 表中“(注2)”が付された数値は、損傷時の状態(計算用)に適用する許容誤差とする。  
 注3: 表中“%”で表示されている数値は、復原性計算機による計算結果と承認された復原性資料の値との誤差に関する割合をいう。

MCS. 1/Circ. 14  
61 及び 1229

(新設)

- (b) 「管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次の場合とする。
- (1) 施行規則の規定に基づき承認された復原性資料に示される使用状態に従って貨物等を積載する船舶の場合。この場合において、使用状態には、実際に運航するすべての使用状態(排水量、トリム及びGMが、消費する液体(以下、165.0 (b) において「燃料等」という。)の出港状態と入港状態の範囲内になる積載状態を除く。)を想定すること。また、以下の事項が復原性資料に含まれていること。
- (i) 使用状態として想定する貨物の種類及び比重並びに貨物、バラスト及び燃料等の積載状態
- (ii) (i)のケースについての損傷時復原性計算書
- (2) 承認された手段により自船以外の場所で検証された使用状態に従って貨物等を積載する船舶の場合。この場合には、必要な資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。
- (3) (1)の承認された復原性資料において明記され、承認された条件の範囲内の使用状態に従って貨物等を積載する船舶の場合。この場合において、条件の前提として、以下の事項が復原性資料に含まれていること。
- (i) 貨物の種類及び比重並びに貨物、バラスト及び燃料等の積載状態の範囲
- (ii) (i)の範囲内であれば損傷時の残存要件に適合することとが確認できる損傷時復原性計算書
- (4) (1)の承認された復原性資料において明記され、承認された許容KG/GM曲線(施行規則心得図51.5<2>参照)の範囲内で貨物等を積載する船舶の場合(平成28年1月1日前に建造されたタンカー及び液体化学薬品ばら積船並びに平成28年7月1日前に建造された液化ガスばら積船に限る。)
- (5) 平成28年1月1日前に建造された船舶(国際航海に従事す

る船舶を除く。)の場合。ただし、復原性資料を船内に保持する必要がある船舶にあつては、以下のいずれかの条件を満足する場合に限る。

(i) 施行規則の規定に基づき承認された復原性資料に従い、かつ、当該資料に含まれる損傷時復原性計算の計算条件として記載されている貨物又は貨物の比重の範囲内で運送する場合。

(ii) 海査第7号(昭和62年2月1日付)により承認された復原性資料に従つて運送する場合。

(電動通風装置等)

286.2(a) 防火構造告示第10条第3項第7号二の規定により、調理室の入口付近から閉鎖することができ、防火ダンパーを取り付け、船舶の当該調理室に使用する電動通風装置の停止装置は、同規定により備える防火ダンパーの遠隔操作を行う場所の付近に備え付けられていること。

第6編 電気設備

第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備

(車両甲板区域の電気設備)

302-12.2(a)

(略)

(削る)

(電動通風装置等)

(新設)

SOLAS 条約担保

9.7.5.1.1.4

第6編 電気設備

第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備

(車両甲板区域の電気設備)

302-12.2(a)

(略)

(b) 本項ただし書きに規定する国際航海に従事する旅客船に適用する防爆型のもは、JIS C 0930「電気機器の防爆構造総則」及びJIS C 0934「電気機器の安全増防爆構造」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとする。

(新設)

第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備

<p>302-14.0(a) 「専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶」とは、旅客及び荷物を積んでいない自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶(例えば自動車専用船)をいう。</p> <p>302-15.0(a) 「防暴型のもの」とは、積載する自動車の種類に応じ以下のガス雰囲気中の使用に適したものであること。</p> <p>(1) 自走用の圧縮水素を有する自動車を積載する場合:水素ガス</p> <p>(2) 自走用の圧縮天然ガスを有する自動車を積載する場合:メタンガス</p> <p>302-16.0(a) 302-15.0(a)は、本条について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) (略)</p> <p>～(d)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するもの</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>3.56</p>
<p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) (略)</p> <p>～(d)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するもの</p>	<p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) (略)</p> <p>～(d)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するもの</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>20-1.3.1&amp;4.1</p>
<p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) (略)</p> <p>～(d)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するもの</p>	<p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) (略)</p> <p>～(d)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するもの</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>20-1.3.2&amp;4.2</p>

<p>のに限る。)</p> <p>ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p>Isat Phone Pro</p> <p>Oceana 800</p> <p>スラヤ衛星電話</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>SSB無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサット</p>	<p>のに限る。)</p> <p>ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p>Isat Phone Pro</p> <p>Oceana 800</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>SSB無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサット</p>
---	--

<p>トFB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 スラヤ衛星電話 (3) 限定近海貨物船 SSB無線電話 サテライト・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 スラヤ衛星電話 (4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。) SSB無線電話 VHF無線電話</p>	<p>トFB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 (新設) (3) 限定近海貨物船 SSB無線電話 サテライト・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 (新設) (4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。) SSB無線電話 VHF無線電話</p>
--	--

<p>27MHz無線電話 40MHz無線電話</p>	<p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 スラヤ衛星電話</p>	<p>27MHz無線電話 40MHz無線電話</p>	<p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800 (新設)</p>	<p>ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。 (5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶 SSB無線電話 VHF無線電話</p>	<p>ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro又はOceana 800に限る。 (5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶 SSB無線電話 VHF無線電話</p>
--------------------------------	---	--------------------------------	--	--	--



<p>イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro又はOceana 800に限る。</p>	<p>イリジウム Isat Phone Pro Oceana 800</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro又はOceana 800に限る。</p>
<p>(6) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27MHz無線電話 40MHz無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p>	<p>(6) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27MHz無線電話 40MHz無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p>

Isat Phone Pro  
Oceana 800

スラヤ衛星電話

ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットPB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。

(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。

(注1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したものの。

SSB無線電話:告示第1号(1)及び(2)に掲げるもの

27MHz無線電話:告示第2号(1)に掲げるもの

40MHz無線電話:告示第2号(2)に掲げるもの

VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げるものであって第311条の22第1項でいうVHF無線電話

5W出力型VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げる150MHz帯無線電話

400MHz無線電話:告示第2号(4)に掲げる400MHz帯無線電話

マリンホン:告示第3号(2)に掲げる400MHz帯無線電話

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットPB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800、スラヤ衛星電話:告示第4号(1)に掲げる1600MHz帯無線電話

サテライト・マリンホン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星

Isat Phone Pro  
Oceana 800  
(新設)

ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットPB、イリジウム、Isat Phone Pro又はOceana 800に限る。

(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。

(注1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したものの。

SSB無線電話:告示第1号(1)及び(2)に掲げるもの

27MHz無線電話:告示第2号(1)に掲げるもの

40MHz無線電話:告示第2号(2)に掲げるもの

VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げるものであって第311条の22第1項でいうVHF無線電話

5W出力型VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げる150MHz帯無線電話

400MHz無線電話:告示第2号(4)に掲げる400MHz帯無線電話

マリンホン:告示第3号(2)に掲げる400MHz帯無線電話

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットPB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800:告示第4号(1)に掲げる1600MHz帯無線電話

サテライト・マリンホン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星

<p>の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) サテライトホンDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・マリナーホン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) 衛星船舶・車載端末01:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) 800MHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(1)に掲げる800MHz帯無線電話</p> <p>1. 5GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(2)に掲げる1500MHz帯無線電話</p> <p>2. 0GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(3)に掲げる2000MHz帯無線電話</p> <p>(注2) 以下にマリナーVHF及びマリナーホンに関する問い合わせ先を掲載する。(別途送付)</p> <p>(注3) 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること</p>	<p>の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) サテライトホンDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・マリナーホン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) 衛星船舶・車載端末01:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) 800MHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(1)に掲げる800MHz帯無線電話</p> <p>1. 5GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(2)に掲げる1500MHz帯無線電話</p> <p>2. 0GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(3)に掲げる2000MHz帯無線電話</p> <p>(注2) 以下にマリナーVHF及びマリナーホンに関する問い合わせ先を掲載する。(別途送付)</p> <p>(注3) 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること</p>
<p>心得附則(平成27年12月28日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。</p>	

	<p>(経過措置)</p> <p>(a) 平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>
--	--

○3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p> <p>(出入口及びはしご)</p> <p>5.1(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 第4号の「はしごの下面に開口が設けられていないこと」とは、<u>脱出の際にはしごが下側から火にさらされて脱出経路として使用することができなくなること</u>を防止するよう<u>踏板の開口又は踏板と踏板の間の隙間が塞がれていること</u>をいう。(図5.1参照)</p>	<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p> <p>(出入口及びはしご)</p> <p>5.1(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>13.4.1.5</p>
<p>5.2(a) 5.1(c)は、<u>本項第4号について準用する。</u></p> <p>5.3(a) <u>外洋航行船以外の船舶であって、やむを得ない場合には、非常出入口を一の出入口として認めて差し支えない。この場合において、当該非常出入口の幅は最低60cm以上とすること。</u></p> <p>(b) 第2号の「<u>火災による危険から防護された通路</u>」とは、<u>A0級のA級仕切りを施した通路であって、A0級の自動閉鎖型防火戸を備えたものをいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>5.3 (新設)</p> <p>(a) 「<u>火災による危険から防護された通路</u>」とは、<u>A60級の防火熱措置を施した通路であって、A60級の防火戸を備えたものをいう。</u></p>	<p>SOLAS 条約担保</p> <p>13.4.1.5</p> <p>MSC.1/Circ.15</p> <p>11</p>



図5.1 傾斜したはしご

	<p>心得附則(平成27年12月28日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>(a) 平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	
--	--	--



<p>(1) 胴体の後方への傾斜は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合の傾斜角から<u>10°</u>を引いた角度以上とする。</p> <p>(2) 水平面に対する顔面の角度は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合の角度から<u>10°</u>を引いた角度以上とする。</p> <p>(3) 水中において意識不明者をいかなる姿勢からも口が水面から出るような姿勢に変えることができる時間は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合に要する平均時間に1秒を加えた時間を超えないこと。</p> <p>(4) 体を曲げた姿勢で浮遊している状態及びそこから着用の姿勢が不安定になった状態からでも、顔面が上を向く安定姿勢にRTDで同じ方法で試験を行った場合と少なくとも同じ人数を戻すことができること。</p> <p>(d) (略)</p>	<p>(1) 胴体の後方への傾斜は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合(救命胴衣(小児用の救命胴衣を除く。)、子供用救命胴衣及び幼児用救命胴衣の別に、それぞれ大人用RTD、子供用RTD及び幼児用RTDを着用すること。(2)及び(3)において同じ。)の傾斜角から<u>5°</u>を引いた角度以上とする。</p> <p>(2) 水平面に対する顔面の角度は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合の角度から<u>5°</u>を引いた角度以上とする。</p> <p>(3) 水中において意識不明者をいかなる姿勢からも口が水面から出るような姿勢に変えることができる時間は、12個以上の救命胴衣の平均値において、RTDを着用した場合に要する平均時間よりも短い時間であること。</p> <p>(4) 体を曲げた姿勢で浮遊している状態及びそこから着用の姿勢が不安定になった状態からでも、顔面が上を向く安定姿勢に戻すことができること。</p> <p>(d) (略)</p>
<p>心得附則(平成27年12月28日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。</p>	

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則 (消火栓)</p> <p>39.1.1(a) 同一の消火栓に取り付けられている2個の並列の消火ホースからの別々の射水は2個の射水とは認められない。 (b) (略)</p> <p>39.3(a) 「有効に作動させることができる位置」とは、各コンテナベイ(コンテナ区画毎)の前方及び後方において効果的な水のバリアを生成することができる位置をいう。</p> <p>(水噴霧ランス)</p> <p>41-3.0(a) 豊通に必要な備品がある場合は、その備品も水噴霧ランスと同じ場所に備え付けておくこと。</p> <p>57.4(a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、油タンカーが次に掲げる要件に適合する場合をいう。 (1) 昭和61年7月1日から平成27年12月31日までに建造され、又は建造に着手されたものであること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (b) (略)</p> <p>(可燃性ガス検定器等)</p> <p>67.1(a) 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船に備え付ける可燃性ガス検定器にあっては、積載する自動車の種類に応じ以下のガス雰囲気中での使用に適したものであること。 (1) 自走用の圧縮水素を有する自動車を積載する場合:水素</p>	<p>3-3 船舶消防設備規則 (消火栓)</p> <p>39.1.1(a) 同一の消火栓に取り付けられている2個の並列の消火ホースからの別々の射水は2個の射水とは認められない。 (b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>57.4(a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、油タンカーが次に掲げる要件に適合する場合をいう。 (1) 昭和61年7月1日以後に建造され、又は建造に着手されたものであること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (b) (略)</p> <p>(可燃性ガス検定器等) (新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 10.7.3.2.2.1</p> <p>SOLAS 条約担保 10.7.3.1.1</p> <p>SOLAS 条約担保 4.5.2.2</p> <p>SOLAS 条約担保 20-1.5</p>

<p>ガス</p> <p>(2) 自走用の圧縮天然ガスを有する自動車を積載する場合：<u>メタンガス</u></p>	
<p>心得附則(平成27年12月28日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>(a) 平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定(67.1(a)の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示 (送水管)</p> <p>4.1.4(a) 第1種船及び第2種船以外の船舶であつて移動放水モーターのための独立の送水管を備え付ける場合は、当該送水管以外の送水管の最大送水量は毎時140立方メートルを超える必要はない。</p> <p>(水噴霧ランス)</p> <p>8-2.0.2(a) 「ノズル」は、コンテナを貫通してコンテナ内部に入る部分が耐熱構造であること。</p> <p>(移動式放水モーター)</p> <p>8-3.0.1(a) 「管海官庁が適当と認める構造」とは、次によること。</p> <p>(1) 水平面に対して<math>0^\circ</math> から<math>90^\circ</math> の角度に注水できること。</p> <p>(2) 水平面及び垂直面において注水の方向を調節するスイベルを有すること。スイベルに潤滑が必要な場合は、外部から潤滑剤を注入できること。</p> <p>(3) モーターのノズルを水平から<math>30^\circ</math> ～<math>35^\circ</math> に立ち上げた状態で、規定の水圧 (<math>0.4 \text{ N/mm}^2</math>) の水を供給した時に、射水は40mの距離に届くこと。</p> <p>(4) 一人で注水の操作ができること、かつ人が離れても姿勢を保って注水を維持できること。</p> <p>(5) 船舶の構造物に固定・固縛できる機構を有すること。</p> <p>(6) 船舶の暴露甲板での腐食に耐える材料で造られていること。</p> <p>(7) 運搬用のハンドルを有すること。運搬する際の単体の質量が23kgを超える場合は、運搬用車輪を有すること。</p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示 (送水管) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約担保 10.7.3.2.3</p> <p>MSC.1/Circ.14 72</p>

第8節 固定式イナート・ガス装置

(固定式イナート・ガス装置)

18.1 (削る)

第8節 固定式イナート・ガス装置

(固定式イナート・ガス装置)

18.1(a) 固定式イナート・ガス装置のイナート・ガス供給、パージング又はガスフリーのために貨物タンクに設けられる排出装置については、次によること。

(1) 貨物タンクの内部構造部材により形成されるポケットに滞留する炭化水素ガスを最小限にするものであること。

(2) 個々の貨物タンクにガス排出管が設けられる場合には、イナート・ガスの取入口及び空気取入口からできる限り離れたものであること。

(3) (2)のガス排出管の吸込口は、貨物タンク頂部の甲板付近又は貨物タンク底部から1m以内の高さの位置に設けられていること。

(4) ガス排出管の断面積は、いずれの3の貨物タンクへ同時にイナート・ガスが供給される場合においても20m/s以上の排出速度を維持することができものであること。  
この場合において、排出口は甲板上方2m以上の高さの位置になければならない。

(5) (2)の排出管の出口には、適当なブラインド継手等の遮断装置が設けられていること。

(6) イナート・ガス主管と貨物油管とを接続させる場合には、これらの間に生ずることのある差圧に対し有効に隔離できるような措置が講じられていること。

(7) (6)の措置は、2の遮断弁並びに当該遮断弁の間の空間を安全に換気することのできる装置又はスプールピース及びブラインド継手によるものであること。

(8) (7)の遮断弁のうち貨物油管側にある弁は、積極閉鎖装置付の逆止弁又はこれと同等以上の効力を有するもので

あること。

(b) できる限りスクラバー、送風機及びウォーター・シールには、検査を容易にするため適当な開口を設ける等の措置が講じられていること。

18.1.7(a) 「始動時の機能を安定させるための装置」とは、例えば、始動時において酸素濃度の高いガスを外部に放出する装置又は当該ガスをリサイクルさせる装置をいう。  
(新設)

18.1.8(a) 「貨物ポンプの最大容量」とは、貨物ポンプの定格容量の合計をいう。  
(新設)

18.1.9(a) 本号ロにおいて、硫黄燃焼物は、90%以上除去できること。

(b) 本号ハのポンプのうち1個は、できる限りスクラバーに専用のものであること。

18.1.10(a) 「適当な燃焼ガス遮断弁」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。

(1) エアール・シールを設ける等の方法によりガス密を維持

(a) できる限りスクラバー、送風機及びウォーター・シールには、検査を容易にするため適当な開口を設ける等の措置が講じられていること。

18.1.5(a) 「貨物ポンプの最大容量」とは、貨物ポンプの定格容量の合計をいう。

(b) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、液体化学薬品ばら積船であつて固定式イナート・ガス装置によつて保護されている貨物タンクからの最大荷揚げ量がイナート・ガス容量の80%以下に制限される場合をいう。

18.1.6(a) 「腐食のおそれのある構成部品」とは、ガスや液体からの腐食作用を受けうる可能性のある部品をいう。

(b) 「適正な材料で作られたもの」とは、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 耐食材料で作られたもの

(2) ゴム、グラスファイバーエポキシ樹脂又はこれらと同等の被覆材によつて保護されたもの

18.1.11(a) 「始動時の機能を安定させるための装置」とは、例えば、始動時において酸素濃度の高いガスを外部に放出する装置又は当該ガスをリサイクルさせる装置をいう。

(削る)

18.1.13(a) 「ウォーター・シール」は、湿式、半湿式又は乾式のものとする。

し得るよう措置が講じられていること。  
 (2) 燃焼ガス遮断弁の弁座のすすを除去するための措置が講じられていること。  
 (3) 燃焼ガス遮断弁が開いているときにボイラーのすす吹きが作動しないような措置が講じられていること。

(新設)

(b) 本号イにおいて、「ウォーター・シールと同等の装置」として、次のいずれかの装置とする。

(1) ダブルブロックブリード弁

(i) 固定式イナート・ガス装置の動力の喪失によって、ブロック弁が自動的に閉鎖するものであること。

(ii) (i)に続いて、ブリード弁が自動的に開放されるものであること。

(2) 直列の2個の遮断弁とこれらの弁の間に配置される通気弁

(i) 弁が自動的に作動すること。また、開閉の信号が、イナート・ガスの流量又は差圧等から直接得られること。

(ii) 送風機の停止時に弁が開いているなどの誤操作の際に警報を発する警報装置が設けられていること。

(c) 本号イ中の「管海官庁が適当と認めるもの」とは、給水管及びドレン管に、ウォーター・ループ又はこれと同等以上の装置が取り付けられていることをいう。この場合において、当該ウォーター・ループには、内部の水が真空により空になることを防止するための装置が取り付けられていること。

(d) 本号イ中の「氷結を防止するための措置」として、シールの保水性が過熱により損なわれない方法であること。

(e) 「逆止弁(逆止弁と同等の装置を含む。)(以下18.1.13において「逆止弁等」という。))は、ガス及び液体貨物の逆流を防止することができるものであること。

(f) 本号ロ(1)において、「管海官庁が適当と認める位置」と

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は、ウォーター・シールとイナート・ガス供給管から貨物タンクへの最初の接続部との間とする。

(g) 本号ロ(2)において、「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、積極閉鎖装置付でない逆止弁等と貨物タンクへの最初の接続部との間に積極閉鎖装置付きの追加の弁を取り付けている場合とする。

18.1.14(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件に適合するイナート・ガス供給管をいう。

(1) 第1項第13号の逆流防止装置の下流側において2本以上の支管に分岐することができる。

(2) 貨物タンクに導かれる支管を取り付けていること。支管には、貨物タンクごとに施錠装置付きの止め弁又は同等以上の制御装置が取り付けられていること。制御装置は、止め弁の操作状態を少なくとも第1項第15号の制御盤に明確に表示するものであること。

(3) 不活性化されていない各貨物タンクを次のいずれかの措置によりイナート・ガス供給管から分離できるものであること。

(i) スプーリーブス、弁又はその他の管部分を取外し、管の端部にブラインド継手を取り付けること。

(ii) 2個のめがねフランジを直列に配置し、これらのフランジ間の管内への漏えいを検知する装置を設けること。

(iii) (i)及び(ii)と同等以上に保護されると管海官庁が認める保護措置を講じていること。

(4) 貨物タンクがイナート・ガス供給管から隔離されているときに、温度の変化により生ずる過圧及び真空により貨物タンクが破壊するのを防止するための措置が講じら

(新設)

18.1.12(a) 本号の要件により、能力の異なる2台の送風機を備える場合にあつては、1台の送風機が故障したときにおいても効果的な通風を維持することができ、大きい能力を有する送風機の能力の1/2以上であることを標準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

れていること。

(5) 管系は、通常の状態において、貨物及び水の滞留を避けるようなものであること。

(6) イナート・ガス供給管には、外部からイナート・ガスを供給することができる適切な接続装置が取り付けられていること。この接続装置は、イナート・ガス供給管から弁により分離され逆弁の前に設置された、呼び径250mmの管のボルト止めフランジにより構成されること。

(7) イナート・ガス供給管と貨物油管とを接続させる場合には、これらの間を生ずることのある差圧に対し有効に隔離できるような措置が講じられていること。

(8) (7)の措置は、2の遮断弁並びに当該遮断弁の間の空間を安全に換気することのできる装置又はスプールピース及びブラインド継手によるものであること。

(9) (8)の遮断弁のうち貨物油管側にある弁は、積極閉鎖装置付の逆止弁又はこれと同等以上の効力を有するものであること。

(10) 油及びばら積みの固体貨物を交互に運送する油タンカー(以下「兼用船」という。)にあつては、固体貨物を運送する場合に油又は油残留物を搭載するスロップタンクをその他の貨物タンクから隔離するためのブラインド継手が取り付けられていること。

なお、隔離をブラインド継手以外の方法で行う場合の承認に当たっては、資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。

18.1.18(a) 「管海官庁が適当と認めるところ」とは、次に掲げる装置に  
応じ、次に掲げるところによることという。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

18.1.14(a) 本号イのポンプは、他の目的に利用されるものと兼用することを認めて差し支えない。

(1) 圧力を継続的に指示する装置:

(i) 第1項第13号の逆流防止装置の下流側におけるイナート・ガス供給管内の圧力について常時船橋において指示することができること。

(ii) 兼用船にあっては、スロップタンクがイナート・ガス供給管から分離されている場合における当該スロップタンク内の圧力を常時船橋において指示することができること。

(2) 酸素含有率を継続的に指示する装置:機関制御室又は機関室において、イナート・ガス供給管内の酸素含有率を指示することができること。

(削る)

18.1.19(a) 「調整するための措置」とは、零点補正及びスパン補正ができるための措置をいう。

(削る)

18.1.20(a) 本号ハの「圧力が低い」とは、100mm水柱未満であることをいう。

(新設)

(b) 本号ロ中の「管海官庁が適当と認めるもの」とは、給管及びドレン管に、ウォーター・ループ又はこれと同等以上の装置が取り付けられていることをいう。この場合において、当該ウォーター・ループには、内部の水が真空により空になることを防止するための装置が取り付けられていること。

(新設)

18.1.15(a) 「逆止弁(逆止弁と同等の装置を含む。)(以下18.1.15において「逆止弁等」という。))は、炭化水素の蒸気及び液体貨物の逆流を防止することができるものであること。

(b) 積極閉鎖装置付でない逆止弁等の下流側に止め弁が取り付けられている場合にあつては、当該逆止弁等は、積極閉鎖装置付のものであるとみなして差し支えない。

18.1.17(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件に適合するイナート・ガス供給管をいう。

(1) 逆止弁の下流側において分岐されていること。

(2) イナート・ガス供給支管には、貨物タンクごとに施錠装置付きの止め弁又は同等以上の制御装置が取り付けられていること。

(3) 油及びばら積みの固体貨物を交互に運送する油タンカー(以下「兼用船」という。)にあつては、固体貨物を運送する場合に油又は油残留物を搭載するスロップタンクをその他の貨物タンクから隔離するためのブライント継手が取り付けられていること。

なお、隔離をブライント継手以外の方法で行う場合の承認に当たっては、資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。

(4) 貨物タンクがイナート・ガス主管から隔離されているときに、温度の変化により生ずる過圧及び真空により貨物タンクが破壊するのを防止するための措置が講じられていること。

(5) イナート・ガス供給管系は、通常の状態において、貨物及び水の滞留を避けるようなものであること。

(6) イナート・ガス主管には、外部からイナート・ガスを供給することができ、適切な接続装置が取り付けられていること。この接続装置は、イナート・ガス主管から弁により分離され第18条第1項第15号の逆止弁の前に設置された、呼び径250mmの管のボルト止めフランジにより構成されること。

(新設)

18.1.20(a) 「管海官庁が適当と認めるところ」とは、次に掲げる装置に及び、次に掲げるところによることをいう。

(1) 温度を継続的に指示する装置:送風機の作動中において、送風機の排気側におけるイナート・ガスの温度について指示することができること。

(2) 圧力を継続的に指示する装置:

(i) 送風機の作動中において、送風機の排気側における

(b) 本号ハに掲げる事項を表示する装置は、兼用船にあつては、スロップタンクのみへイナート・ガスが供給される場合にも作動するものであること。

18.2.4(a) 本号の「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次の要件を満足する場合は送風機を1台のみとすることができる。

(1) 専用のイナート・ガス発生装置を備える固定式イナート・ガス装置であつて、当該装置が第1項第5号の全容量のイナート・ガスを供給できること。

(2) 送風機及びその駆動機の故障の際に乗組員が当該送風

機及びその駆動機を修理できるような十分な予備品を備えていること。

(b) 本号の「過圧が生じるおそれのある送風機」とは、容積型送風機をいう。

18.2.5(a) 「適当な燃焼ガス遮断弁」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。

- (1) エアー・シールを設ける等の方法によりガス密を維持し得るよう措置が講じられていること。
- (2) 燃焼ガス遮断弁の弁座のすすを除去するための措置が講じられていること。
- (3) 燃焼ガス遮断弁が開いているときにボイラーのすす吹きが作動しないような措置が講じられていること。

18.2.6(a) 本号の「スクラバー及び送風機」として、これに関連する管系及び付属品も含む。  
(削る)

イナート・ガスの圧力について指示することができること。

(ii) 第15号の逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給主管内の圧力について常時船橋において指示することができること。

(iii) 兼用船にあつては、スロップタンクがイナート・ガス供給主管から分離されている場合における当該スロップタンク内の圧力を常時船橋において指示することができること。

(3) 酸素含有率を継続的に指示する装置:貨物制御室(貨物制御室が設けられていない場合には、荷役に従事する職員が容易に近づくことができる場所)及び機関制御室又は機関室において、送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管内の酸素含有率を指示することができること。

(新設)

18.1.21(a) 「調整するための措置」とは、零点補正及びバンプ補正ができるための措置をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

18.1.22(a) 本号の「温度が高い」とは、標準として、送風機の排気側における温度が65°Cを超えることをいう。

(b) 本号の「酸素含有率」とは、送風機の排気側における

酸素含有率をいう。

(c) 本号手の「圧力が低い」とは、100mm水柱未満であること  
をいう。

(d) 本号手に掲げる事項を表示する装置は、兼用船にあつては、スロップタンクのみヘイナート・ガスが供給される場合にも作動するものであること。

(e) 本号手に掲げる事項を表示する装置は、イナート・ガスが供給されていない場合にも作動するものであること。

(新設)

18.2(a) 本項を適用するに当たつては、資料を添えて海事局検査  
測定課長まで伺い出ること。

(消火ポンプ)

38.0(a) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

SOLAS 条約担保  
10.7.3.2.3

SOLAS 条約担保  
10.7.3.2.3

SOLAS 条約担保  
10.7.3.2.3

(削る)

(削る)

(削る)

18.2.9(a) 本号手に掲げる事項を表示する装置は、イナート・ガス  
が供給されていない場合にも作動するものあること。

18.4(a) 本項を適用するに当たつては、資料を添えて海事局検査、  
測定課長まで伺い出ること。

(消火ポンプ)

38.0(a) (略)

38.0.4(a) 移動式放水モニターからの射水には、独立の消火ポンプ  
及び送水管を使用してもよい。

第2節 第3種船及び第4種船  
(消火ポンプ)

44.1.1(a) 第1種船及び第2種船以外の船舶であつて移動放水モニタ  
ーのための独立の消火ポンプを備え付ける場合は、当該消  
火ポンプ以外の消火ポンプの合計能力は毎時180立法メー  
トルを超える必要はない。

44.1.4(a) 38.0.4(a)は、本号において準用する。  
(固定式イナート・ガス装置の備付方法)

(新設)

- 45.0.1(a) 本号の「置換用のガス排出口」として、固定式イナート・ガス装置のイナート・ガス供給、パージ又はガスフリーをするために貨物タンクに設けられる排出装置については、次によること。
- (1) 貨物タンクの内部構造部材により形成されるポケットに滞留する炭化水素ガスを最小限にするものであること。
  - (2) 個々の貨物タンクにガス排出管が設けられる場合には、イナート・ガスの取入口及び空気取入口からできる限り離れたものであること。
  - (3) (2)のガス排出管の吸込口は、貨物タンク頂部の甲板付近又は貨物タンク底部から1m以内の高さの位置に設けられていること。
  - (4) ガス排出管の断面積は、いずれの3の貨物タンクへ同時にイナート・ガスが供給される場合においても20m/s以上の排出速度を維持することができるものであること。この場合において、排出口は甲板上方2m以上の高さの位置になければならない。
  - (5) (2)の排出管の出口には、適当なブラインド継手等の遮断装置が設けられていること。

心得附則(平成27年12月28日)  
(適用期日)

本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。  
(経過措置)

- (a) 平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

SOLAS 条約担保  
4.5.6

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-3 船舶区画規程 (損傷時の復原性)</p> <p>104.2(a) 「すべての使用状態」とは、次に掲げる状態をいう。 (1)貨物の積載状態については、満載状態及び実際に運航が可能な部分積載状態。ただし、貨物油を積載しないバラスト状態を除く。なお、設備規程第165条の規定により復原性計算機を備える船舶にあっては、満載状態についてのみ計算を行うことによつて差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) (a)の規定にかかわらず、国際航海に従事しないタンカーであつて船の長さが100m以下のもの(設備規程第165条の規定により復原性計算機を備える船舶に限る。)については、満載出港状態のみとして差し支えない。この場合において、当該タンカーの運航計画が積荷港又は揚荷港が2港以上にわたる等の形態をとる船舶にあっては、計画されている載貨状態についてとも考慮すること。 なお、消費する液体については、0%消費状態のみとして差し支えない。</p>	<p>4-3 船舶区画規程 (損傷時の復原性)</p> <p>104.2(a) 「すべての使用状態」とは、次に掲げる状態をいう。 (1)貨物の積載状態については、満載状態及び実際に運航が可能な部分積載状態。ただし、貨物油を積載しないバラスト状態を除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) (a)の規定にかかわらず、国際航海に従事しないタンカーであつて船の長さが100m以下のものについては、満載出港状態のみとして差し支えない。この場合において、当該タンカーの運航計画が積荷港又は揚荷港が2港以上にわたる等の形態をとる船舶にあっては、計画されている載貨状態についてとも考慮すること。 なお、消費する液体については、0%消費状態のみとして差し支えない。</p>	<p>条約改正担保</p> <p>条約改正担保</p>
<p>心得附則(平成27年12月28日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。 (経過措置) (a) 平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の104.2(b)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>242.2(a) 「すべての使用状態」とは、次の状態をいう。            (1) 貨物の積載状態については、満載状態及び実際に運航可能な部分積載状態とすること。ただし、計算を行うにあたって、最も厳しいケースが明らかかな場合は、当該ケース及び満載状態について計算を行うことによつて差し支えない。なお、設備規程第165条の規定により復原性計算機を備える船舶にあつては、満載状態についてのみ計算を行うことによつて差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>272.2(a) 本条において準用する消防設備規則第57条第4項のただし書の「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、液体化学薬品ばら積船が、次に掲げる要件に適合する場合をいう。            (1) 昭和61年7月1日から平成27年12月31日までに建造され、又は建造に着手されたものであること            (2) (略)            (3) (略)            (b) (略)</p>	<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>242.2(a) 「すべての使用状態」とは、次の状態をいう。            (1) 貨物の積載状態については、満載状態及び実際に運航可能な部分積載状態とすること。ただし、計算を行うにあたって、最も厳しいケースが明らかかな場合は、当該ケースについて計算を行うことによつて差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>272.2(a) 本条において準用する消防設備規則第57条第4項のただし書の「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、液体化学薬品ばら積船が、次に掲げる要件に適合する場合をいう。            (1) 昭和61年7月1日以後に建造され、又は建造に着手されたものであること            (2) (略)            (3) (略)            (b) (略)</p>	<p>条約改正担保</p> <p>SOLAS 条約担保 4.5.5.2.2</p>

<p>(新設)</p> <p>SOLAS 条約担保 16.3.3</p>	<p>(新設)</p> <p>(タンク内の引火性蒸気の置換等) (新設)</p> <p>SOLAS 条約担保 16.3.3</p>	<p>(準用規定)</p> <p>324.2(a) 本項において準用する第328条第3項の「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかの場合をいう。この場合において、第1号の要件を免除して差し支えない。</p> <p>(1) イナート・ガスとして窒素を使用する場合。ただし、イナート・ガスを貨物タンクの積荷の後から揚荷の開始前に行うこと。また、新鮮な空気への置換（ガスフリー）を行う場合は、当該操作の前にイナート・ガスにより貨物タンクからすべての引火性ガスをパーージすること。</p> <p>(2) イナート・ガスが要求される貨物タンクの貨物の揚荷及び清掃が、指針 (MSC/Circ. 485 及び MSC/Circ. 387) の改正を含む MSC/Circ. 353) を考慮の上、適切な緊急措置を行っている場合。ただし、固定式イナート・ガス装置の故障により貨物タンク内を不活性化状態に維持しておくことが困難であつて、その修理が実行不可能な場合に限る。</p> <p>(タンク内の引火性蒸気の置換等)</p> <p>328.3(a) 324.2(a)(2)は、本項において準用する。</p>
		<p>心得附則(平成27年12月28日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成28年1月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) 平成28年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の242.2(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>

